

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

大和市長 大木 哲

## 大和市条例第23号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 大和市国民健康保険税条例(昭和27年大和町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、同条第2号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に、「地方税法施行令」を「地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の地方税法施行令(次号において「旧令」という。)」に改め、同条第3号中「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に、「地方税法施行令」を「旧令」に、「前号」を「前2号」に改める。

(大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 大和市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「330,000円」を「地方税法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯について同号イの規定により超えないこととされている金額」に改め、同条第2号中「330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の地方税法施行令(次号において「旧令」という。)」を「地方税法施行令」に、「規定する乗じて得た金額を加算した」を「掲げる世帯について同号ロの規定により超えないこととされている」に改め、同条第3号中「330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき旧令」を「地方税法施行令」に、「規定する乗じて得た金額を加算した」を「掲げる世帯について同号ハの規定により超えないこととされている」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」及び「法第703条の5に規定する」を削り、「する。)」の次に「と、「第56条の89第2項第2号」とあるのは「第56条の89第1項中「1,100,000円」とあるのを「1,250,000円」と読み替えた場合における同条第2項第2号」を加える。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、同法第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。

(大和市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市国民健康保険税条例第23条並びに附則第2項、第4項及び第5項の規定は、令和3年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。